

○岐阜県市町村職員共済組合の所属所及び所属所長に関する規程

昭和 62 年 5 月 20 日
規 程 第 2 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、岐阜県市町村職員共済組合定款（以下「定款」という。）第 4 条及び岐阜県市町村職員共済組合運営規則第 3 条の規定に基づき、所属所及び所属所長を定めることを目的とする。

(所属所及び所属所長)

第 2 条 岐阜県市町村職員共済組合の所属所及び所属所長は、次のとおりとする。

所 属 所	所 属 所 長
定款別表に掲げる市町村	市町村長
定款別表に掲げる一部事務組合	管理者又は組合長

(細則)

第 3 条 この規程に定めなき事項で必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。